



厚生労働省 静岡労働局 発表		
発表日 平成 25 年 12 月 17 日		
解禁日時	新聞	平成 25 年 12 月 17 日 夕刊
	テレビ ラジオ	平成 25 年 12 月 17 日 午後 4 時 00 分以降

担当	静岡労働局 労働基準部
	監督課長 足立 和也
	主任地方労働基準監察監督官 西村 安弘
	電話 054-254-6352

若者の「使い捨て」が疑われる企業等への重点監督の実施状況

一 8割を超える事業場で違反。第三次産業で高違反率業種が目立つ 一

静岡労働局（局長 やなせ みちあき 柳瀬 倫明）は、平成 25 年 9 月を「過重労働重点監督月間」とし、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対して集中的に実施した「過重労働重点監督」（以下「重点監督」という。）の結果について、次のとおり取りまとめました。

【重点監督の結果のポイント】

- | | |
|---|-------------------------------|
| (1) 重点監督の実施事業場数 | <u>201 事業場</u> （全国 5,111 事業場） |
| (2) 違反状況：163 事業場（全体の 81.1%）に何らかの労働基準法関係法令違反
（(1)のうち法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場数） | |
| ① <u>違法な時間外労働</u> があったもの | <u>76 事業場</u> （37.8%） |
| ② <u>賃金不払残業</u> があったもの | <u>50 事業場</u> （24.9%） |
| (3) 健康障害防止にかかる指導状況（(1)のうち健康障害防止のための指導票を交付した事業場数） | |
| ① 労働時間の把握方法が不適切なもの | 49 事業場（24.4%） |
| ② 過重労働による健康障害防止措置が不十分なもの | 48 事業場（22.9%） |
| (4) 重点監督において把握した実態 | |
| ・ 重点監督時に把握した時間外・休日労働時間が最長の者の実績 | |
| 80 時間超 | 53 事業場（26.4%） |
| うち 100 時間超 | 34 事業場（16.9%） |

重点監督において是正勧告等を行った違反・問題等の主な事例は別紙のとおりです。この他にも、労働者からの申告（労働基準法第 104 条に基づくもの）により労働基準監督署に違反の事実を申し立てたものに対して、平成 25 年 9 月に静岡県内で 60 件の申告監督を実施しています。

労働基準監督署では、労働者等から情報が寄せられた事業場や、違反が多い業種を

中心に、重点的に監督指導を実施しています。

特に、長時間労働や賃金未払残業等、労働者の働き甲斐を失わせるばかりか健康すら失いかねない事態があることを重視し、今後とも違反が認められた事案に対しては、司法処分を含めた厳正な対応をとることとしています。

また、静岡労働局では今後、県内の主だった労使団体等へ、過重労働の防止と賃金未払残業の解消に関する要請を行うこととしています。

[参考 業種別重点監督実施件数等]

業種	事項	重点監督実施 事業場数	何らかの労働基準 法関係法令違反が あった事業場数	違反事項	
				労働時間	賃金未払残業
合計		201 (100.0%)	163 (81.1%)	76 (37.8%)	50 (24.9%)
製造業		80 (39.8%)	68 (85.0%)	30 (37.5%)	11 (13.8%)
建設業		7 (3.5%)	4 (57.1%)	2 (28.6%)	1 (14.3%)
第三次産業	運輸交通業	18 (9.0%)	13 (72.2%)	8 (44.4%)	4 (22.2%)
	商業	28 (13.9%)	25 (89.3%)	10 (35.7%)	13 (59.1%)
	金融・広告業	3 (1.5%)	2 (66.7%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)
	教育・研究業	9 (4.5%)	7 (77.8%)	5 (55.6%)	1 (11.1%)
	保健衛生業	11 (5.5%)	7 (63.6%)	4 (36.4%)	3 (27.3%)
	接客娯楽業	20 (10.0%)	19 (95.0%)	12 (60.0%)	13 (65.0%)
	その他の業種	25 (12.4%)	18 (72.0%)	4 (16.0%)	3 (12.0%)
第三次産業計		114 (56.7%)	91 (79.8%)	44 (38.6%)	38 (33.3%)

重点監督における指導事例

事例 1：労働時間管理に問題があった事例

【概要】

9月1日の無料電話相談において、複数県にまたがる食料品製造企業の長時間労働に関する相談が寄せられ、本社を監督指導したものの。

- ① 労働時間管理に ID カードによる電子記録を使用しているが、自己申告による残業申請も併用。定期的に ID カードの入退室記録とのチェックを行うこととされていたが、部署により徹底されていない点が見られた。
- ② 本社に隣接する工場において、特別条項付き 36 協定の限度時間・限度回数を超える時間外労働が行われていた。
- ③ 本社を除く各拠点における労働時間の把握は行っているものの、長時間労働にかかる指導に問題が認められた。

【監督署の指導内容】

①及び③について、全社的な労働時間管理の徹底を行うように指導を行った。また、②については労働基準法第 32 条違反として是正を勧告した。

事例 2：労働者からの残業申請を過小評価して賃金不払残業をさせていた事例

【概要】

車の部品を製造する事業場に勤める労働者の妻から「夫の帰りが遅い。所定休日である土日もほとんど出勤している。残業時間は決められた時間しか申請できないらしい。」との相談を契機に監督指導を実施したものの。

【監督署の指導内容】

労働時間は IC カードにより記録されていたが、労働者からの残業申請とのかい離が 1 日 1 時間程度あったため、賃金未払残業と確認し、労働基準法第 37 条違反として是正を勧告した。

事例 3：長時間労働等により精神障害を発症し自殺したとする労災請求があった事例

【概要】

労働基準監督署に自殺した労働者の遺族から「長時間労働が原因でうつ病を発症し自殺に至った」として労災保険にかかる請求があったことを契機に監督指導を実施したもの。

- ① 労働時間は管理監督者がパソコン入力をしてしたが、毎日同じ時間が入力されるなど、正確性が疑われること。その他の客観的な資料についても正確に労働時間を把握することができないこと。
- ② 少なくとも事業場側が労働時間と認める部分に限っても月最大 110 時間を超える時間外労働が存在したこと。また、その時間数は当該事業場が事前に締結をしていた 36 協定の範囲を超えていたこと。
- ③ 残業時間について、固定残業代のみの支払いであり、実残業時間によって支払わなければならない残業代を下回っていたこと。
- ④ 過重労働対策にかかるマニュアルはあるものの、マニュアルに従った活動実績がないこと。

【監督署の指導内容】

- ①について、労働時間の適正把握について指導した。
- ②について、労働基準法第 32 条違反として是正を勧告するとともに、改善について指導した。
- ③について、賃金未払残業と確認し、労働基準法第 37 条違反として是正を勧告した。
- ④について、実効ある過重労働対策を実施するように指導した。